

令和4年 第2回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和4年6月8日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 11人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	_____
参事兼政策推進課長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	_____	町 民 課 長	_____
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参事兼まちづくり課長	高 橋 英 雄
環境上下水道課長	渋 谷 好 人	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石 井 友 子	書 記	鈴 木 美 紅
---------	---------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 議案第 24 号 松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 2 議案第 25 号 物品購入契約の締結について（令和4年度消防団第6分団消防車購

入)

- 日程第 3 議案第 26 号 令和 4 年度松田町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 追加日程第 1 議会運営委員会報告
- 追加日程第 2 議案第 30 号 令和 4 年度松田町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 4 議案第 27 号 令和 4 年度松田町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 28 号 令和 4 年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 6 議案第 29 号 令和 4 年度松田町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 2 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9 時 00 分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第 1 「議案第 24 号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会 2 日目、よろしくお願いを申し上げます。

議案第 24 号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 6 月 7 日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第24号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うため条文の整備等を図るものでございます。

それでは、恐れ入ります。議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。改正案では、現行の第2条第4号のア（ア）を削り、現行のア（イ）中の「特定職に引き続き」を改正案のア（ア）中の「引き続いて任命権者を同じくする職及びこれに準ずる職」に改め、現行の同項中ア（イ）をア（ア）とし、ア（ウ）をア（イ）とするものでございます。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。現行の上段、19条第2号中の「次のいずれにも該当する」を改正案では「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める」に改め、現行の同項のア及びイを削ります。また、現行の第23条の委任を第25条に繰り下げ、改正案の第23条妊娠又は出産等について申出があった場合における措置等と、第24条勤務環境の整備に関する措置を新規に追加するものでございます。

恐れ入ります。1ページ戻っていただきまして、議案本文の2ページを御覧くださいませ。施行期日につきましては、公布の日より施行するものでございます。

なお、参考資料2は先般5月18日の全員協議会で御説明した資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

6番井上 1点ですね、お伺いをいたします。新旧対照表のですね、2ページですね、の下で、第24条が新設ということで追加されています。ここでは勤務環境の整

備に関する措置ということですが、第1号、第2号、職員に対する育児休業に係る研修。第2号、育児休業に関する相談体制。これはですね、具体的にはどういったものかを考えていただけるかをお伺いをいたします。

総務課長 ただいま井上議員の御質問に答えさせていただきます。まず初めに、職員に対する育児休業に係る研修の実施ということで、今考えておるのは、対象は全階層の職員を対象としまして、町の職員の規模数から考えますと、数年に1回程度を考えておるところでございます。管理職は育児休業の取得を応援し、支える立場ですから、若手の職員などは育児休業を組み入れた人生プランは当然のことと認識しているものと思いますので、研修は職員全体の意識の醸成や育児休業を取得しやすい雰囲気へ変えていくために有効な手段と考えておりますので、適切な頻度で実施したいと考えております。

続いて、2点目の育児休業に関する相談体制の整備ということで、一応育児休業に対しましては職員管理をしております総務課の庶務係が育児休業に関する相談窓口でございますので、育児休業に必要な情報提供を行ったり、求めがあれば育児休業手当の試算を行うなど、職員に対して個別的に、また具体的に、適切な助言ができるよう相談体制を充実させていきたいと考えております。以上です。

6番井上 現時点でのお考えということで理解をしましたが、第1号のですね、研修の実施のほうですね。今回の改正は非常勤職員に係るというところがメインだというふうには理解をしておりますので、やはり非常勤職員、管理する側のですね、管理職とかですね、係長直属の上司に対する研修だけではなく、非常勤ですので、その年に採用された方が育児休業等をですね、取得するというのも当然あり得るということで、当該非常勤職員に対する研修というのもですね、どういふふうにお考えになるのかということと、あと、2点目としてはですね、総務課の職員がですね、相談体制に当たるという回答がありましたが、やはりですね、その辺はもう少しですね、例えば子育て関係のほうの担当とか保健師とかですね、そういった部分の相談体制も含めたお考えはあるのか。その2点を再度お伺いいたします。

総務課長 はい、ありがとうございます。ただいま井上議員の御質問のとおりでございますが、まず初めに、今、非常勤職員などの研修の参加ももちろんですね、今回の研修の中の対象には考えさせていただきたいと思いますので、そちらのほうと一緒に、非常勤職員も一緒に研修に参加するような形でやらさせていただきます。

それからですね、もう1点、子育て健康課の保健師さんとかどうなのかという話なんですけど、もちろん総務課が窓口になりながらも関係する子育てとか、そういうところと情報共有しながら、場合によっては一緒に対応していただくような形でやっていきたいという形で考えております。以上です。

議長 ほかにございませんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第24号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第2「議案第25号物品購入契約の締結について（令和4年度消防団第6分団消防車両購入）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第25号物品購入契約の締結について（令和4年度消防団第6分団消防車両購入）。

令和4年度消防団第6分団消防車両購入について、次のとおり契約を締結す

るものとする。

1、契約の目的。令和4年度消防団第6分団消防車両購入。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約の金額。金1,011万9,532円也。

4、契約の内容。消防団第6分団消防車両購入。

5、契約の相手方。東京都千代田区外神田6丁目13番13号、株式会社赤尾東京本社、取締役 東京本社総括 村松輝彦。

令和4年6月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第25号物品購入契約の締結について（令和4年度消防団第6分団消防車両購入）について御説明申し上げます。

恐れ入ります、議案を1枚おめくりください。参考資料1を御覧くださいませ。物品購入契約書でございます。第1条、総則。（1）品名につきましては、令和4年度消防団第6分団消防車両購入でございます。（2）数量につきましては1台。（3）契約金額につきましては、1,011万9,532円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額につきましては、91万9,957円でございます。（4）契約保証金につきましては、松田町契約規則第40条第2項の規定に基づき、免除でございます。（5）納期限につきましては、令和4年10月7日まででございます。（6）納入場所につきましては、松田町の指定する場所。松田町役場でございます。

第2条からは物品購入契約書の標準の条文を記載しております。第2条、検収。受注者は、前条の規定により発注者の指定した場所に物品を納入した場合は、全て仕様書または注文書に基づき、検収員の検収を受けるものとする。

第3条、補正又は交換。発注者は、前条により検収の結果、契約の内容の全部又は一部が契約に違反し、または不当であると認めたときは、受注者に対し

て補正または交換を請求することができる。

第4条、納期の延長等。受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により契約期限内に物品を納入することができない場合は、発注者に対して納期の延長を願い出ることができる。

第2項、前項以外の理由により納入の見込みがないと認めたときは、発注者は契約を解除することができる。

第5条、保証。受注者は、契約物品が所定の性能を有すること及び隠れた欠陥のないことを保証し、当該物品納入後といえども1年間は無償修理の責任を負うことを保証することとしております。

第6条は代金の支払いでございます。記載のとおりでございます。

第7条、本契約としての成立。この契約は仮契約であり、地方自治法96条第1項第8号の規定により、松田町の議会の議決を得たときに本契約となるものとする。なお、松田町議会の議決を得て本契約となった場合、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約とする。の条文に従いまして、この契約を本契約とさせていただきます。

第8条、補則でございます。この契約事項に定めのない事項については、松田町契約規則に定めるところにより、なおそれによりがたい場合は、発注者、受注者協議の上、定めるものとしております。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものがございます。

令和4年5月27日、発注者、受注者それぞれの記名押印したものでございます。

恐れ入ります。1枚おめくりください。参考資料2でございます。入札につきましては、8社の業者でございます。入札額が919万9,575円で、税込みの落札価格が1,011万9,532円の株式会社赤尾さんでございます。

1枚おめくりください。参考資料3になります。令和4年度消防団第6分団車両購入の仕様書になります。納車期日、調達台数につきましては、先ほどの御説明のとおりでございます。調達条件等については記載のとおりござい

す。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 10番 齋 藤 何点かお聞きいたします。まず、入札経過のこの調書ですけど、8社中3社しか入札してないと。棄権、棄権、辞退という、この辺の理由は何か分かりますか。
- 総務課 長 すみません、8社中3社が入札ということで、棄権の理由ということなのですが、棄権の理由として、いろいろ様々だと思いますが、町で把握しているのは、納期に間に合わないという理由が3社ございました。あとは不明でございます。以上です。
- 10番 齋 藤 発注をかけてから入札までの期間が十分だったのかどうか。どのくらいの期間でやられていたんですか。
- 総務課 長 発注から入札までの期間は、中6日を空いております。以上です。
- 10番 齋 藤 これ、特殊車両なんで、6日間で本当にいいのかなと思うんですけども。例えばこの辺、町内の業者さんたちも入っていると思うんですけど、ふだんは扱っていない製品じゃないですか。その辺もう少し考慮した期間をとってあげるといのが配慮かなとは思うんですけども。それで今、行われしまったということなんですけれども。今度はじゃあこの入札されたこの株式会社赤尾さんというのはあまりちょっと聞かないんですけど、この辺の会社はどんな会社なんですかね。
- 総務課 長 株式会社赤尾さんは、消防関係の専門業者さんでございます。それで、消防車両であつたりとか、消防の防災品等を専門に扱っている会社さんでございます。従業員数さんも120名前後、121名かな、いらっしゃいますし、資本金もかなりしっかりしている…すみません、従業員は122名いらっしゃいます。大きな会社でございます。消防の実績もですね、財団法人日本消防協会であつたりとか、ここら辺の近隣では小田原市消防さんとかに納入実績がある会社でございます。以上です。
- 10番 齋 藤 それでは、この会社に決定されて、今後これのポンプのこれから日が過ぎる

に当たって定期検査等行われてくると思うんですけど、この会社が対応していくというような考えでよろしいですか。

総務課長 そのとおりでございます。

10番 齋藤 東京の会社ですと、何か割高じゃないかなという部分も出てくるんですけど、その辺、きちんとした精査をしていながら、この契約の後、継続的なものなんですね、その辺をきちんとしていただきたいと思います。その辺をお願いして質問を終わります。

議長 ほかにございますか。

6番 井上 ここにですね、入札経過調書を見ますとですね、大分落札予定価格をですね、大分下回っているということになっています。その中でですね、参考資料の3の中で、仕様書等があります。これらに適合をしているのか。ある程度、車両のほうは、これは一般的な車両というふうに理解していますが、やはり艤装というのがですね、大分金額的にですね、大きい部分になるかというふうに思います。その辺でですね、この落札をされた会社ですね、入札結果とですね、この第3、参考資料3の仕様、車両本体とかですね、仕様とが正しく適合しているのか。その辺がですね、正しくないですね、やはり車両が納車、納入された場合にですね、違う形の艤装、車両は同じだとは思いますが、そういうところが適正な契約となり得るのか。また、大分入札額の2つ目…3つ目はもう入札書比較価格を上回っているのだからなんですけども、2番目の会社とですね、例えば車両形式がありますが、その車両自体がね、違うことによって多少そういった落札額にも影響があるのか。その辺についてはいかがでしょうか。

総務課長 まず、1点目でございます。仕様書どおりのやつができるのかどうかというお話だと思います。もちろん、この入札に当たりましては、仕様書及び設計書等をですね、各業者さんのほうに配布させていただいておりまして、その仕様書のもとに札を入れてきておりますので、この内容で入札ができるということで、うちのほうでは判断しております。

それから、車両によってどうなのかというお話だと思うんですが、一応うち

のほうの車両としては、普通ワンボックスタイプのハイルーフの最新年度型という形の定義で今、4WDのオートマという形で、基本的な位置づけをさせていただいております。こちらについての車両の価格については、金額で幾ら差があるとかというのはちょっと私のほうで、すみません把握してないんですが、おおむね同等の価格ぐらいであるという話は確認しております。以上です。

6 番 井 上 車両についてはですね、落札業者と2番目の入札をされた会社とは同じ車両ということで理解してよろしいんですか。

総 務 課 長 同じ車両…うちの仕様書の示している4WDの普通ワンボックスタイプのハイルーフの最新年度型のオートマチックで、一応それ以外の車両の完成車の諸元とか、車両の諸元、主要装備等についても全て同じ条件を満たしているものでございます。以上です。

6 番 井 上 おおむね了解しました。これが入札がですね、5月の26日ということで、今日は8日ですので、それまでの間にはですね、この辺はもう仕様書に適合する内容だということで確証を得たというふうに私は理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

総 務 課 長 はい、そのとおりでございます。

6 番 井 上 もう1点ですね、入札の中身、形式としてですね、最低制限価格というのを、前はですね、そういった制度の中で、やはり適正な品質のものを物品、工事等を行うためにですね、最低制限価格ということで、この欄にもありますが、そういったことの内容の入札経過に対しては、最低制限価格を導入するという事は考えてはいないということよろしいですか。

総 務 課 長 はい、そのとおりでございます。あくまでも最低制限価格は、基本的に工事に今現在適用しているような形になります。以上です。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第25号物品購入契約の締結について(令和4年度消防団第6分団消防車両購入)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第26号令和4年度松田町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第26号令和4年度松田町一般会計補正予算(第1号)。令和4年度松田町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,174万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,174万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月7日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、令和4年度松田町一般会計補正予算(第1号)について御説明をさせていただきます。

それでは、10ページ、11ページの歳入から説明をさせていただきます。款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、衛生費国庫負担金では、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。979万1,000円で、これは令和4年度のワクチン接種に伴う4回目個別ワクチン接種追加分による増額補正となります。10分の10の補助事業でございます。対象者につきましては、60歳以上及び基礎疾患等をお持ちの方を対象に、現在約4,300件を見込んでおります。

次に、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金の節、企画費国庫補助金では、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、水道基本料金減免に要する経費など総額で3,355万5,000円の増額補正となります。

次に、目、衛生費国庫補助金、節、保健衛生費国庫補助金の説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費補助金では、214万8,000円でございます。こちらは4回目の接種に伴うワクチン接種券の印刷費、またシステム改修費等、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備の補助金といたしまして、10分の10の補助事業となります。

続きまして、款、県支出金、項、県補助金、目、農林水産業費補助金、節、農業費補助金。説明欄、人・農地プラン作成事業補助金では、46万8,000円の補正となります。こちらは、人・農地プラン作成に向けた地域の声を確認するための座談会や、エリアごとの地図化、農地を借りる人への周知等に伴う経費による歳入でございます。10分の10の補助事業となります。

続きまして、項、県委託金、目、教育費委託金、説明欄、かながわ学びづくり推進地域研究委託金41万2,000円の補正でございます。児童・生徒の学びの質の向上に資するため、専門的な立場の学識者等からですね、助言や指導を行っていただき、今後の事業等の運営に生かしていくための補助金でございます。

続きまして、款・項、寄附金、目、特定寄附金の説明欄、まち・ひと・しごと創生寄附金、50万円の補正でございます。本町におきましては、令和4年度、本年度は1件目となります企業版ふるさと納税、正式名称は地方創生応援税制の補正となります。

続きまして、款、諸収入、項・目、雑入、節、コミュニティ助成事業助成金の説明欄、地域防災組織育成助成金200万円の補正で、こちらは防災資機材等整備事業による今回は谷戸自治会用の可搬ポンプ一式を購入するためのもので、地域のコミュニティ活動の充実、また強化、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に資するための補助金となります。

次に、節、消防基金収入の説明欄、消防団員退職報償金基金収入287万2,000

円でございます。歳出で御説明いたしますが、分団長など全7名の退職者報償金と同額の基金からの収入となります。

続きまして、歳出でございます。12、13ページをお開きください。款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費の説明欄（2）介護保険事業特別会計繰出金につきましては、町村システム共同組合事業における介護保険システムの改修費負担金といたしまして、ここで事務費に伴う繰出金11万円を増額補正するものでございます。

続きまして、目、老人福祉総務費につきましては、高齢者福祉事業の見守り事業にですね、歳入の先ほどの寄附金50万円を充当するための財源補正でございます。

次に、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、説明欄、償還金利子及び割引料については、子育て世帯等臨時特別給付金の国庫返還金といたしまして、令和3年度末時点の確定により、73万6,000円を補正するものでございます。

続きまして、説明欄（10）でございます。感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金、180万円の補正となります。新型コロナウイルス感染症総合対策の新規事業といたしまして、子育て世帯の経済支援では、おむつなどの育児用品購入に伴う子育て応援給付金、これは1人につき3万円の給付の対象者、今回は2歳児、これは約60人分を拡充するための追加の補正となります。

続きまして、目、児童福祉…児童措置費の説明欄（6）感染症総合対策事業、負担金補助及び交付金の保育施設食育支援事業補助金では、こちらはさくら保育園の給食費の助成金といたしまして、32万4,000円の補正をするものでございます。

次に、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、説明欄（1）感染症総合対策事業では、感染症の流行によりテレワーク等の家庭内の生活が増加に伴い、今回水道使用の増加に係る町民生活への財政支援といたしまして、水道料金の、水道基本料金の減免に要する経費1,422万8,000円を補正するものでございます。

続きまして、目、予防費の説明欄（1）新型コロナウイルスワクチン接種体

制整備事業につきましては、4回目の接種体制に伴い、214万9,000円を補正するものでございます。主なワクチン接種に伴う予約システムの改修、4回目接種に伴う印刷費、接種券の印刷費などの補正となります。こちらも10分の10の補助事業となります。

次に、14、15ページにわたりますが、説明欄（2）新型コロナウイルスワクチン接種事業の委託料では、979万1,000円の補正となります。個別ワクチン接種対策費といたしまして、委託料となります。こちらも10分の10の補助事業となります。

次に、目、環境対策費の説明欄（9）感染症総合対策事業では、需用費、消耗品としてヤルビル忌避剤、こちらは寄の各世帯ほかに配布するため、1,200本を購入し、農林業振興に寄与するための取組でございます。

次に、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費の説明欄（6）人・農地プラン実質化推進事業では、こちらはプランの作成に向けて地域の声を聞くための様々な声を聞き、座談会を開催したり、またエリアごとの地図化、農地を借りる人の検討を促すための報償費や消耗品など、15万6,000円の補正で、10分の10の補助事業となります。

続きまして、目、自然休養村管理費の説明欄（7）感染症総合対策事業では、やまびこ館トイレ洋式化、これは2基に伴う工事費でございます。

続きまして、款・項、商工費、目、商工振興費の説明欄（7）感染症総合対策事業では、感染症対策商工振興商品券発行事業補助金といたしまして、200万円を増額補正するものでございます。

続きまして、項、観光費、目、観光振興費の説明欄（4）になります。こちらの感染症総合対策事業におきましては、コロナ禍で変化した消費動向に対応するため、観光施設に伴う事業者へのオンラインシステム等の導入にかかる費用の一部を助成し、利用客及び観光消費額の増加を図るため、60万円を増額補正するものでございます。

次に、目、公園管理費の説明欄（7）になります。感染症総合対策事業では、最明寺史跡公園トイレ洋式化工事といたしまして、132万円の補正でござい

す。こちらはウィズコロナ、アフターコロナを見据えた感染症対策事業といたしまして行うものでございます。

続いて、16、17ページでございます。款・項、消防費、目、非常備消防費の説明欄、消防団運営事業の報償費で、団長1名、分団長1名、副分団長1名、団員4名、合計7名の退職報償金といたしまして、歳入同額の287万2,000円を補正するものでございます。

続きまして、目、災害対策費の負担金補助及び交付金、コミュニティ助成金を活用した防災備品の可搬ポンプ購入に伴う補助金といたしまして、240万円の補正でございます。災害等に備えるため、今回は谷戸自治会用として補助するものでございます。

続きまして、款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費の説明欄（15）になります。かながわ学びづくり推進地域研究事業、こちらは県からの委託事業として町が受ける事業となるものでございます。各種教育の推進をはじめ、事業の運営に生かすための指導や助言を頂き、そのための講師の報償費や消耗品に充てるため、41万2,000円の補正でございます。10分の10の補助事業となります。

説明欄（16）になります。感染症総合対策事業では、負担金補助及び交付金といたしまして、給食費保護者負担特別軽減措置補助金262万4,000円の増額補正となります。こちらは、食材等の高騰により一部を町が助成するものでございます。松田小学校、寄小学校、そして松田中学校、松田幼稚園、そして寄幼稚園の各学校への補助となるものでございます。

次に、就学旅行等感染症対策補助金といたしまして、34万6,000円の補正となります。こちらは、感染症拡大防止の観点から、修学旅行に伴う臨時電車から貸切バスへの変更や貸切バスの大型化、また1部屋当たりの人数を減らすための部屋数の増加などに伴う増額を町が補填するものでございます。

続きまして、項、小学校費の目、寄小学校費の説明欄（5）になります。感染症総合対策事業になります。寄小学校のこれは体育館棟になりますが、7基分をトイレ洋式化に行うための工事費269万5,000円の補正となります。

目、松田中学校費の説明欄（6）になります。感染症対策事業でございます。こちらは、松田中学校のトイレ洋式化、これは屋内運動場用3基分、129万円の補正となります。

続きまして、目、寄幼稚園の説明欄（3）になります。こちらも感染症総合対策事業でございます。園児用のトイレ洋式化、2基分、65万2,000円の補正となります。

続きまして、項、社会教育費、目、生涯学習センター費、説明欄は（7）感染症総合対策事業では、18、19ページにわたりますが、生涯学習センタートイレ洋式化の工事で、10基分の430万円の補正となります。

予備費につきましては、74万7,000円の減額で、合計3,425万3,000円となります。

続きまして、20ページから23ページまでにつきましては、第1号補正に伴う人件費等の給与費明細書を添付させていただいております。そして、24ページにですね、工事予定箇所説明資料ということで添付をさせていただきました。

以上、一般会計補正予算（第1号）につきまして、御審議のほどよろしくお願いたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 1 番 唐 澤 1点確認させてください。13ページの真ん中、(10)の18、子育て応援給付金、こちらは対象がたしか0歳と1歳児だったと思うんですけども、今回2歳児の追加分60人分ということなんですけど、3月の予算のときには上がってなくて、今回3か月後の現在上げられてきました。それなりの理由というのがあると思うんですけども、教えてください。
- 子育て健康課長 ただいまの唐澤議員の質問についてお答えさせていただきます。おっしゃるとおり、当初予算のほうでは0～1歳児に対して衛生用品のための給付金として計上してございましたが、物価の高騰ということで、まだまだおむつ等がとれない2歳児、0～1歳児に比べ使用頻度は少ないと思いますが、それでもまだ2歳児の方に対しても衛生用品お使いになっているところがございまして、今年度に限り、2歳児についても追加をさせていただきました。

- 議 長 ほかにございますか。
- 10番 齋 藤 1つだけ。15ページの、もう一度ちょっと確認したいんですけど、下から2段目の観光施設オンラインシステム導入補助金、この辺のことをもう少し詳しくお願いします。
- 観光経済課長 お答えをさせていただきます。観光施設に係る支援、国や県、国で言えばG o T o、県で言えば旅割、こういったものの動きがございます。国もなかなかスタートが今切れないという情報もありますけれども、一応今回のこの制度につきましては、いわゆる観光施設のオンラインということで、書いてありますけれども、今言った国や県の制度、いろいろなものを使うためには、パソコン等の環境がなかなか整っていない場所がまだまだ多いございます。そういったところの機材の導入の支援、プラスどうしてもキャッシュレスのお話もあります。金額をある程度、2分の1程度で考えて、2分の1程度の補助率で、ある程度の金額になると思うんですけども、こういったキャッシュレス化も含めた観光の基盤整備、各拠点における整備についての支援をさせていただこうと、このように考えています。
- 10番 齋 藤 施設の具体的な部分というのは出ているのか、それとも一般募集をかけて、町内の施設ならどこでもいいと、そういう流れをつくることなんですかね。
- 観光経済課長 今、詳細がお示しできないと申しましたのは、要綱を定めてですね、要は広く募集はさせていただくんですけども、ルールを定めて、こういう業態の方、こういう条件の整備内容、こういったものを要綱等で定めた上で、募集をしたいと考えてございます。
- 10番 齋 藤 先ほど国や県のG o T oトラベルや県の旅割、この辺ちょっと旅行業者がいろいろとやられているのを、パンフレット、今出ているんですけど、それを行政がそういう施設の中から外に出すための、そこの旅行業者と組ませる何かプログラム組むというような考えなんですか。その辺どういう仕組みをつくらうとしているのか。
- 観光経済課長 新しい仕組みをつくるものではございません。要は、今言ってる国や県の観光支援策ですよね。これが例えば今おっしゃった、じゃらんさんとか、いろん

な旅行会社さん絡んでやっていらっしゃっている部分があります。そこにつないでいくための環境が整っておられない事業者さんがまだあります。そういったところの環境整備に係る支援をさせていただくという御理解をお願いいたします。

10番 齋藤 ということは、宿泊所とか、そういうところも含めたという感覚で。町がやってるハーブ館なんかもそれに入ってくるんですか。観光施設として。町の中の観光施設って、そこと寄にあるぐらいな部分かな。その辺はどうなんですか。

観光経済課長 なかなかどういったところがというところのイメージですよ。ちょっと個別に事業者としては控えますけれども。（私語あり）先ほど言っていたハーブ館、西平畑公園のハーブ館、ここに関しては公でございますので、対象ではございません。あと、民間で今言ってる、今、念頭にございますのは、これから要綱を決めるので、確定はしておりませんが、例えば民宿様ですか、寄における観光拠点例えば幾つかございます。また、松田内におきましても観光農園を含めた観光という冠の中です、事業を展開されている事業者さんいらっしゃいますので、そういったところを網羅したルールをつくっていきたくて考えております。

議長 ほかにございますか。

6番 井上 11ページでですね、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,355万5,000円ということですね、この補正予算に計上されています。この中身を見ますと、歳出のほうで先ほど説明をいただきましたが、多くはですね、トイレの改修等もありますが、大分給付金事業が多いというふうに理解をしました。給付金というのは、経済的にですね、今の時点では大変だということで、そういった部分では理解できますが、やはりこの地方創生臨時交付金ですね、将来に向けたとかですね、ポストコロナに向けた今後のですね、さらなる物価の増高に対応したという事業というものが、今回の補正ではあまり見受けられないように思われます。そうしたところについてですね、この補正予算を作成をしたですね、考え方とかですね、現状の支援、給付金等の部分というのは分かりますが、やはり将来に向けた対応に対する町のほうの歳出の使い方という

ものもですね、必要ではないかなというふうに考えます。その辺のお考えをですね、財政担当課長と町長のほうからお伺いできたと思います。よろしくをお願いします。

参事兼政策推進課長

御質問ありがとうございました。まず、コロナ対策のこの事業の補助金につきましては、この最初の補正第1号につきましては、国の制度等を確認をしながらですね、地域に即したということで取り組む事業をですね、各課からですね、責任を持ってという言い方はおかしいんですけども、町民の声を聞きながら、緊急性を含めながら、また学校などではですね、どういうのに困っているかというものを緊急的に確認をしてですね、これを給付金という形もあるかもしれませんが、町として最優先にして上げたものでございます。もちろん、アフターコロナ、ウィズコロナという観点ではですね、国も4年度予算の中でですね、5,447万2,000円という交付金を町のほうに給付をすることになってございます。これらに含みましてもですね、今後、新たな予算の執行に向けてですね、町として取り組む事業の姿勢は変わりなく、地域・町民の声を聞き、必要性・緊急性を含めて今後も地方創生臨時交付金を活用していきたいというふうに私は思っております。

その中でですね、議会の皆様からでもですね、地域の声としてこういうのもありますよとか、そういうが頂ければ、それは反映するものという形の中でですね、検討していきたいというふうに思っておりますので、そっちのほうは御協力をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

町

長

御質問ありがとうございました。まさにおっしゃられるのは、もう本当に重々承知しています。要は、今の命をしっかり守らないと先がないというのもちろん分かりますし、先に未来があるから今をしっかり生きようという感覚があると思います。今回のコロナの交付金を使ってやるといった場合に、今回、ウェー特的にはですね、補正予算というのもあって、何か建設的なのということであるならば、当初予算にでも組むべきだという話も絶対出てくるんだというのは承知した上で進めているところもあります。ですので、大体7・3ぐらいの割合で今の命をとにかく守っていくというふうな格好で今回は予算を組んだ、結

果的にはそういうふうになっていると思います。

具体的に申し上げるわけでもないですけど、今、御説明があったように、やはり子供たちの給食費がやっぱりこれは約10%ぐらいの増加率を見て予算を今回組ませていただいていますし、修学旅行一つにとっても、親の負担が増えているという部分に対しては、ほかの町は多分目が届いてないかと思います。うちの町にとっては、そこまで目を届かせて、とにかく今のお子さんをお持ちの方々の生活に少しでもお役に立てるよというふうなことでやりました。また、先ほど唐澤議員から御質問があった2歳児についても、ちょっといろいろ見ていると、2歳児のところだけがちょっと切れているところもあったので、この2歳児を埋めたというふうなこともあります。

ですから、その中で、全体に満遍なくやりたいけど、なかなか難しいところもあったんですけども、一応水道料金も4か月分、全世帯に向けてですね、やるんだとかということで、今の命を守るということの中で予算組みをして、約200万円の商品券の増加も、約1,000万円分の消費が増えるような格好でのプレミアム率が200万ということでやらせてもらったりだとかということにしています。

また、ポストコロナ、ウィズコロナの話で言うと、トイレの改修を今回ちょっとハード整備の一部としてさせてもらっていますけれども、最明寺史跡公園もですね、お客さんがやっぱり増えているんですね。トレッキングの方とかいう方が。そういうことになると、やっぱり和式のトイレのままじゃ、やっぱりおもてなしもできない部分もあったりということで、今後あそこも、今は無料で「いらっしゃいませ」にしていますけど、そろそろ知恵を出さなきゃいけないかなと思っているところもありますし、生涯学習センターも、これからお客さんをはががんと呼んでくるということからすると、和式のトイレのままではなかなかお客さんを呼べないということもある。そういった面での一部、町民サービスも兼ねながらの投資を今回はさせていただいています。

今後ですね、まだ予算的には少し我々もこの臨時交付金の枠を持っていますので、このコロナの状況が落ち着きつつあるのであれば、派手なですね、ことも

考えながらですね、次の時代に向けて進めていきたいというふうに考えていますので、その節にはまた御指導いただければと思います。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。町民の声を聞くということで、今の命を守るという答弁については理解ができましたが、この給付金的な性格の歳出のほうを見た場合ですね、例えば今、町長の説明がされました水道料の助成、4か月分、全世帯というふうなことがありました。やはり今現在ですね、コロナからですね、ある程度今までほとんど、例えば飲食店はほとんど休業だとか、会社にはほとんど行けなく、在宅での勤務だというふうな状況からはですね、大分脱してきてつつあるのではないかなというふうに理解をしています。

そういった中でですね、やはりこの臨時創生…コロナ感染症対策の臨時創生交付金の使い道としては、やはり一律全世帯給付ということではなくですね、やはり所得に応じて、その辺の水道料の助成なり、あとは給食費の負担軽減なり、子育ての支援なりという部分はですね、やはり所得がある方については、ある程度コロナ以前の状況に戻りつつあるのではないかなというふうには私は思っています。そうした場合にはですね、所得のある方については、そういった給付金というのは、もう少し全世帯均一でというよりは、所得に応じてですね、給付の額をですね、調整をする、所得の低い世帯とか所得のない世帯に対してはですね、厚く、ある程度収入のある世帯についてはですね、そういったものは該当をしないというふうな考え方がですね、これからのポストコロナに向けてですね、必要になってくるのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

町 長 御質問ありがとうございます。基本的に、おっしゃられているのは、多分、選択と集中をしっかりとやってくださいということなんでしょうと思います。うちのこういった補助金だとか助成金の中に、所得制限というのがよくついているやつがあったりとかですね、例えば滞納者の方々にはちょっと省くとかいうふうなことがあったりというのは、たまに見受けられたりはしますが、なるべく私になってからはですね、所得制限だとか、こういった税を払ってないからそこから対象から外しますだとかという、何て言ったらいいんですかね、人

権を無視するというか、そういったことの補助金はなるべくやめているところでも正直あります。

所得制限についてはですね、いろんな議論があるのは当然承知はしています。しかし、そうなると、高所得者の人ってどんどん町内から出て行きますよ、恐らく。そういうことじゃなくて、町民でいらっしゃる以上、税金も払っているということであれば、やっぱりそういったことはですね、また別の次元で話しなきゃいけない部分があるかと思うんですけど、私はつけるべきときと、つけるべきでないようなことがあると思います。今は、つけるときじゃないというふうに考えています。というのは、電気、水道…水道というか、電気とガスですね、特にね。あとガソリンもそうですし、普通に食料品を買うにしても、一律全体的に今、困っていらっしゃる。その中で、所得制限で、この線を引いたときに、1円高いばっかりにそこの恩恵がないとか、1円低いばっかりに恩恵があるとかというところで、絶対そういうことが出てくると思うんです。それは、そういうことをするような余裕もあれば、そういうときも必要かも分かりませんが、今はそういうふうにいる線を書いてやっているということよりも、プッシュ型で水道なんかはもうぴちっとできますから、そういった観点の中で一律やるべきじゃないのかなというふうな発想の中で今回御提案をさせていただきました。以上でございます。

6 番 井 上 分かりました。所得制限は今のところは適用させないというふうなお考えというのはね、分かりました。

ただ、私としましてはですね、ある程度、高所得の方が、例えばこういった給付、水道料とかですね、給食費等々ですね、給付が対象になったからといってね、松田町から出るということはあまりないのかなというふうに考えます。今回はこれは補正予算の部分で、まだ残りもあるというふうなこともありました。今回のですね、私の質疑をですね、参考にされて、次の時代を見据えたですね、ポストコロナの対応というのをですね、またお考えいただいて、いただきたいと思います。以上で終わります。

議 長 ほかにございますか。

4 番 平 野 ちょっと誤解していたらあれなんです、ちょっと2つ聞きたいことあるんですが。商品券のことなんですけれども、この今上がっているものは、あれですよ、今、候補に上がっているプレミアム商品券のことではないですよ。そうすると、いつのものなのかというのを教えていただきたいのと、あともう一つは、さくら保育園と、あと小、中、それから幼稚園の給食費補助がいつまでなのかと、これで幾らの保護者負担になるのかを教えてください。

観 光 経 済 課 長 それでは、1点目の商品券のお話をお答えをさせていただきます。わくわくお買い物券、今年度、第一弾として6月25日から販売を開始ということでの御案内をさせていただいております。今回、補正で提案させていただいているものが、そこに含まれるわけではなくてですね、本年度の予算といたしましては、販売総額5,000万で、プレミアム分が20%ついて合計で6,000万円。プレミアム分というのを町が御負担させていただくので、1,000万分の予算を確保してございます。今回提案させていただいているのは200万円分、要は1,000万増やせるという話の中で、要は2回目でも、2回目分を増やせるという考え方で整理をしていただければと思います。

子 育 て 健 康 課 長 それでは、平野議員から御質問のございましたさくら保育園について御説明させていただきます。保育園のほうでは、副食費4,500円というのは、国で決められている金額でございます。それに主食費が1,500円、合計で1か月6,000円の給食費がありますが、そのうちおやつを抜いた分ということで、約4,500円が1か月主食と、あとおかずですね、そういったものにかかると考えております。その10%、450円を7から3月分の9か月分、それに人数、約80人を掛けたものをここに掲載してございます。

議 長 よろしいですか。

教 育 課 長 小・中学校、幼稚園につきましては、8か月分、7月から3月の、8月分を除く8か月分で10%以内というものでございます。保護者の負担は変わらず、質を落とさず給食を提供する予定ですが、小学校の給食費は4,500円変わらず、中学校4,900円変わらず、幼稚園3,600円変わらずで、実質の負担は小・中学校950円、町の補助を交付していますので、小学校が3,550円、実質の

負担。月額です。中学校が3,950円。幼稚園は、先ほど3,600円と月額を言いましたが、月額の町の補助が200円ですので、実質は3,400円の負担ということで、これは変わらず、給食費は変わらず、値上げ分に、高騰の値上げ分を町が補助をするものでございます。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

5 番 田 代 15ページをお願いいたします。農林水産業費の農業振興費、人・農地プラン実質化推進事業46万8,000円。これ、国から落ちてきて、10分の10で、恐らく農業の振興について進めるために座談会を行って、検討会を行って、とりまとめの事務というふうに理解しています。この46万8,000円では、それほど大したことができないと思います。要するに、これが入り口論で、どのような展開を所管課としては考えているか。または国として、この人・農地プランのこの補助金を出すに当たり、どういう目的で行うのかと。多分これだけじゃ、大したことができません。その中で、総合計画とのすり合わせも大事だと思うんですけどね、どのようにして松田の農業振興をやっていくのかということで、お答え願いたいと思います。

観 光 経 済 課 長 お答えをさせていただきます。今回補正させていただいた中に、人・農地プラン実質化の推進事業とございます。人・農地プランにつきましては、昨年度までにですね、いわゆるプランとして策定、また実質化と申しますのが、よりそのプランを単純に定めただけではなくて、より実質的に動けるような内容、いわゆる地図化も含めたものを策定をしてございます。今年度、今後何をやっていくかということに関しましてはですね、いわゆるそこでできたからおしまいではなくて、これをさらに座談会とかを継続して、皆様の御意見を伺いながら、常にバージョンアップ、継続的にアップデートしていくということを目途としたものでございます。そういった内容のことに関しましても、国のほうが補助がこの関係はつきますので、これをやっていくということでございます。

議員さっきおっしゃっていただいた大きい事業に関しましては、当初予算でここ2か年の中でですね、農振の関係の見直しということのたしか御質問もあったかと思っておりますので、その中でしっかり定めていくものと考えております。

以上です。

5 番 田 代 今、課長が最後に締め言葉で言っていた農振の見直し、私はやっぱり根本的なものは、それが一番だと思います。ですので、それにつながるように、ここの農地プランの一つのとりまとめでは、農振の見直しをどういうふうにやっていくかと。その辺の具体策をぜひ示していただきたいと思います。これは要望です。

次に、2点目です。予算書全般にわたって、トイレの改修事業、教育課所管が寄小、松中、寄幼稚園、生涯学習センター、6カ所です。それと観光経済課ですか、最明寺公園とやまびこ館、全部で6カ所で1,190万3,000円計上されています。これについて、まず業者見積りなのかね、この予算計上されたのが業者見積りなのか、役場に今、設計者もおられるということで、内部で積算したものなのか。まずこの金額についてお知らせください。

教 育 課 長 各施設共通しまして、業者見積りによるものでございます。

5 番 田 代 教育だと6カ所あります。同じ業者が、1社が…あ、ごめんなさい、4カ所を見積もってお出しいただいたと。それと、産業観光課、2カ所あります。これは別の業者でしょうか。よろしくお願いします。

観 光 経 済 課 長 各所管でですね、それぞれ施設の状況も違うので、ちょっと教育課さんと全て連動して同じ業者さんから取っているということはしておりません。

教 育 課 長 教育課の施設につきましては、1社のみならず、2社から見積り徴集いたしました。

5 番 田 代 全部で3社ということだよ。柳澤課長の課と、そちらで2社、3社だよ。同じ、重なっているから2社。それはそれで、予算ですからよろしいのかなと感じます。ここで私、お話ししたいのが、一つの考えとして、これを一括で現入札かけるのかなと。もう一方では、この予算科目に基づいて別々に出されるのか、この辺の方針についてお伺いします。

副 町 長 これちょっと全体的な話になりますので、私のほうからお答えいたします。非常にこれはですね、市場の状況も調査しなければいけないというところがあります。製品がですね、なかなか入ってこないという状況が今一番大きな問題

です。やはりですね、このコロナの対策事業というのは、やっぱり地域の活性化というところのを含んだ私は臨時交付金だと思ってますので、その辺をよく加味した中でですね、一括発注が果たしていいかというところは、ちょっと私の個人的なまだ意見の中では、やはりある程度分散した中でですね、地域ごとにまとめるのか、施設ごとにまとめるのか、ちょっとその辺の中で今後執行に向けてですね、検討していきたいというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 今、副長の回答、要するに地域振興、それとあとは財源確保ということで、いかに有利に入札によって競って行うのかという2つの考えがあると思います。1つの例を出させていただくと、広報紙です。松田の広報紙。それと、議会で出している議会広報紙。これは何年か前までは別々に発注していました。それがやはりコストを下げようということで、予算科目、所管は分かれていますけれども、一緒に入札しています。それで、かなり金額が下がったなどということがあります。私は今回、まさにそのやり方がいいのかということ、一括発注という考えで質問したんですけど、副町長、いかがでしょうか。

副 町 長 私のほうも確かに我々のもので、財源確保というところではですね、確かに議員さんの考え方も一つだと思います。私もちょっと申しましたように、やっぱり地域の経済の活性化の寄与というところを考えると、やはりある程度分散も必要かなと思います。ただ、これがですね、先ほど冒頭に言いましたように、製品の何ていうんですかね、入り具合、流通ですね、やっぱりそこをよく調査を今現在は調査しなきゃいけないかなと思います。それが1社でできるかどうかということも、個数が増えてきますとですね、非常にその辺も厳しい部分も出てくるかなと思います。いずれにいたしましてもですね、ちょっとそういった、今現在複数の要件をですね、クリアした中で、財政面、地域の活性化の寄与といったところですね、考えて執行していかなければならないかなと。ただ、これが教育課、観光経済課で分けるんじゃなくて、例えば地域で分けていくのも一つかなということもございますので、ちょっとその辺はですね、よく検討しながら執行をしていきたいというふうに考えます。以上です。

5 番 田 代 大ベテランの副町長に釈迦に説法というよりも、確認行為なんですけれども、

当然小さい額ね、50万、100万で出すより1,000万になれば、もう諸経費、間接経費はすごい落ちると思います。

それと、今、製品の輸入がどうかと。要するに中国ですよ。これはほとんど中国で作っていますから。私もちょっとそういったトイレとかその関係で、業者からやってもらうんですけど、ここで中国の状況が非常によくなったということで、これからロックアウトも取れたのでね、これからは仕事がある程度やりやすくなっていくということで、ある程度工期を頂ければ完全にできるというふうなお話を行っています。ですから、やはり入札の原則に基づいてね、そういう方法の中で、なおかつ執行に当たっては、町内業者、地域振興ということもありますので、例えばJVというのがありますよね。水道業者が。その辺をうまく考えた中で、地元振興を図りながら、予算を有効に使っていただきたいということで、これは最後要望ということで終わります。よろしくお願ひします。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが…ございますか。

8 番 中 野 まだ打ち切っちゃ駄目です。1点、今、前者とちょっと関連するところがございますけども、トイレ工事が6か所ですか。その中でですね、15ページ、やまびこ館のトイレと、工事ということで、洋式工事が83万6,000円と盛り込まれております。さきの全協ででしたか、やまびこ館のこの説明がありましたが、このやまびこ館、皆さんよく御存じだろうと思いますけども、非常に朽ち果てているような施設でございます。そこで、昨年の利用頻度はどのぐらいあったのかという問いに対して、10件程度でしたと。年間10件程度でしたというお答えでございます。

それはそれでいいんですが、まず1点、私、ちょっとこのやまびこ館についてお聞かせいただきたいのは、この建物というのが、組み分けで町民文化施設と、中に入っているんですね。まず、生涯学習センターから始まって、町民文化施設となると、集会施設だとか多目的施設、児童館、それらが全てでございますが、この中に1点、やまびこ館だけが1点入っているんです。このやまびこ館の位置づけというものについて、まずお聞かせいただきたいと思います。

観光経済課長 やまびこ館の位置づけでございますけれども、立地上、観光拠点である釣り場…養魚組合さんの近接して造られてございます。プラスですね、遊歩道、松田のほう、最明寺のほうから上がっていける遊歩道の終点でもございます。そういう環境面も含めたですね、当時の休憩所的な要素も強く、また地域にもいろいろ開放してという要素を持ち合わせた施設でございます。

8 番 中 野 今、課長がおっしゃったことは、文化的施設、私はそれはね、生涯学習センターなり児童館、あと、児童センターとか、各自治会にある多目的センターとか、そういったものが言われるんじゃないかなろうかと。なぜその中にこの入っているのかなと。それが不思議でならないわけです。今、休憩所と申されましたけれども、そうすると休憩所というと、ハイキングコースの中にありますから、もっと文化的な施設ではなかろう。そういうふう思うんですが。もう一度いかがですか。

観光経済課長 大変恐縮です。ちょっと条例の、条例設置している施設でございますので、その条例の目的を申し上げますと、自然観察や動植物との触れ合い、自然の大切さと理解を深めるとともに、住民の交流、活性化を図るため設置するという趣旨でございます。私からの説明が常に観光的な側面からのお話が多うございますので、当時造った部分と大きい目的というのを変えているわけではないんですけども、今言ってるのはあれですよ、町の施設区分の考え方が変えたほうがいいのかということかなとはちょっと思うんですけども。ちょっと私の説明が偏っているところがありますが、条例にはこのように目的を定めているところです。

8 番 中 野 分かりました。それはそれで結構です。今回、83万ほどの費用を使ってトイレを改修すると。先ほど町長のお話では、トイレ改修、最明寺公園のあれですね、最明寺公園。大変観光客が多くなって、たくさんの来園者が見込まれるようになりました。行く行くはあそこでお金が生まれるようなことも考えていかなければならないというようなお話がございました。しかしながら、このやまびこ館、何度も申しますけども、年間10件程度の利用頻度、それであと4年後ですね、4年後に大型修繕、たしか760万ほど見込んでおりますね。修繕とい

うことで。この八十数万と760、八百何十万という大きなお金をかけてやるんですが、簡単に言いますと、それでなおかつその30年後はまたたしか壊すのではなくて、2056年にはやはりこの…こっちが760万ですね。今回は640万。修繕費を見積もっておる、考えておるようでございますが、私は先ほどから言うように、10件程度の年間利用頻度しかないものであるならば、果たしてあの存在が必要なかどうかというふうなところまで、煎じ詰めて言いたい。今、その程度の利用頻度であるならば、逆に建物があることによって、それに対する費用が年間莫大なものがかかっている。あれ、たしか指定管理者制度になってましたので、二十数万ですか。お支払われているということで、費用対効果が全く私は見えないんですよ。したがって、時には大きな決断をとということで、スクラップ・アンド・ビルドじゃございませんが、逆にトイレだけの、なぜトイレを改修するんですかと先日聞いたとき、もっと利用頻度を上げたいからというようなお答えでしたが、トイレを改修しただけで利用頻度が上がるのかなと。トイレを改修した暁には、それならばもっと違った目的を持った建物ということで、もっともっとPRして、利用していただくということと、それでなければ思い切って取り壊して欲しいです。そのほうがよっぽど税金の無駄遣いにならないんじゃないかなと。そういった観点からお聞きをしておるんですが、私の考えが違ふのであるならば、違ふと言っていたいて結構なんですけども、その辺のところの見解はいかがでございましょう。

観光経済課長

いろいろ御意見をありがとうございます。費用対効果という面で、数値的なものを考える、こういった議論は公園のときもいろいろありましたけども、特に年間の利活用がいかないという話の中では、大変重く受け止めさせていただきます。指定管理者様ともいろいろお話をしながらですね、利活用というのは昨年度よりも増える形で、この夏も含めてですね、今後増加の予定をしております。例えば、ここでホテル、あの地域というのはホテルの関係がございすけども、ホテルの会は今年イベントはできないんですけども、そのやまびこ館を使ってですね、皆さんに見ていただくような仕掛けを1週間程度考えていらっしゃる、こういった取組というのが徐々増えていく予定でございます。

立地としてはですね、やはり先ほど申し上げたとおりに、今まであるハイキングコース含めたですね、一つポイントとなる場所でございます。指定管理者さんの活用もしかり、またドッグランさんとの横の連携もしかり、これをいかに増やしていけるか。プラス、ワーケーションの施設も、設備もさせていただきました。こういうものを強みにできるようにしていかなければいけないと思っております。私、担当といたしましては、今後もさらに活用をしっかりと、今頂いた御意見を真摯に受け止めてですね、やらせていただきたいという思いでございます。以上です。

8 番 中 野 分かりました。ホテルのね、タベというのか、何とかというのは、もう以前からやっていますよ。今に始まったことじゃないですよ。私も議長時代に御招待を受けて行きました。ですから、それは決して新しい事業でも何でもございません。その程度であろうかと思うんですが。もしワーケーションの場ということで、先日も募集をしたようでございますけども、そういった使い道を考えておられるならば、もっともっと世間一般に知られるようなPR的なものやっつけていかないと、やはり町民の納得も、お金をかけることの納得も得られないのではなかろうかと。そんなふうに思うわけでございますので、今後ともぜひぜひよろしく願いをいたします。以上、終わります。

議 長 ほかにございますか。

7 番 南 雲 その11ページのまち・ひと・しごと創生寄附金の50万円、企業版ふるさとということですが、どちらから寄附金があったか、お知らせいただけますか。

参事兼政策推進課長 こちらの企業版ふるさと納税につきましては、民間企業のアンダンテ株式会社様、主に訪問リハビリテーションとか訪問介護サービス、また高齢者等の見守り事業などを行っている事業者様から、ここはSDGsという観点からですね、松田町を知り、そして企業版ふるさと納税という形になっております。以上です。

7 番 南 雲 ありがとうございます。これ、6年までの事業となっていると思うんですが、やはりどんだんね、企業からの寄附金が頂けるような、何かやっぱ

り推進をぜひしていただきたいと思います。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第26号令和4年度松田町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。(10時30分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時45分)

休憩中に、町長より議案第30号令和4年度松田町一般会計補正予算(第2号)の提出がありました。ただいまより議案第30号を配付しますので、この議案の取扱いを議会運営委員会で協議していただきたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。事務局は議案第30号を配付してください。

(議案配付)

(休憩を求める声あり)ここで暫時休憩とします。(10時47分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時53分)

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。ここで暫時休憩とします。(10時54分)

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (11時15分)
- お諮りいたします。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。
- (「異議なし」の声多数)
- 異議なしと認めます。追加日程第1として、議会運営委員会報告を直ちに日程に追加することを決定しました。お手元の議事日程の日程第4の前に追加をお願いいたします。
- 議 長 追加日程第1「議会運営委員会報告」を委員長より報告願います。
- 議会運営委員会委員長 平野由里子君。
- 議会運営委員長 それでは、皆さん、議会運営委員会の報告を申し上げます。
- 議案第30号令和4年度松田町一般会計補正予算(第2号)につきまして、6月8日、先ほど役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと、委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。
- 会期についての変更はございません。
- 次に、審議内容についてですが、議案第30号令和4年度松田町一般会計補正予算(第2号)につきましては、委員会付託ということになりました。付託先は、特別委員会ということになります。令和4年度松田町一般会計補正予算審査特別委員会に付託をいたします。委員会日程は、本日、産業厚生常任委員会を予定しておりましたが、その前に開催していただき…(「総務」の声あり)あ、ごめんなさい。総務でした。総務文教常任委員会の前に開催していただき、15時をめぐり、終わらなければ10日の金曜日に続きをお願いいたします。
- 以上で議会運営委員会の報告を終わります。不備な点がございましたら、ほかの委員からの補足説明をお願いいたします。
- 議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。
- 会期の変更はありませんので、議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。
- (「異議なし」の声多数)
- 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めた

いと思います。

それでは、町長より提出された議案第30号令和4年度松田町一般会計補正予算（第2号）を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。議案第30号令和4年度松田町一般会計補正予算（第2号）を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

議 長 追加日程第2「議案第30号令和4年度松田町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第30号令和4年度松田町一般会計補正予算（第2号）。令和4年度松田町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,186万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,361万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月8日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、令和4年度松田町一般会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

最初に歳入でございます。8ページ、9ページから説明をさせていただきます。款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金の説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金104万円の補正でございます。この事業につきましては、10分の10の補助事業で、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分といたしまして、国が進めている事業者支援事業に位置づけられた輸送・交通事業者経営支援といたしまして、今

回ここで補正を計上いたしました。

次に、項、国庫補助金、目、民生費国庫補助金、節、子育て世帯生活支援特別給付金国庫補助金につきましては、452万9,000円の補正となります。説明欄におきまして、子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分の事務費補助金といたしまして2万円、その他世帯分の事業費といたしまして、補助金といたしまして350万円、そのほかの世帯分の事務費におきましては、100万9,000円の補正となるものでございます。国のですね、緊急経済対策として発表されましたその内容や経費等がまとまりましたので、ここで令和4年度実施の子育て世帯生活支援特別給付金について補正をさせていただくものでございます。この事業につきましては、国のコロナ禍における原油価格、物価高騰等、総合対策において低所得者の子育て世帯に対する事業として、児童扶養手当受給者等低所得者のひとり親世帯に、これは県のほうからの支給となるものでございます。また、それ以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円をですね、町から支給するための補正となります。

次に、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、商工費国庫補助金、節、観光費国庫補助金の説明欄、観光資源活用補助金につきましては、630万円でございます。5月末におきまして採択されたもので、ここで補正をするものでございます。事業の目的につきましては、地域独自のですね、観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業とございます。地域経済を支える観光の大局的な復興の実現に向けて、地方自治体、民間事業者等の地域の関係者と連携をしてですね、実施する自然・歴史・文化・産業等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から、販路開拓まで一貫した支援を実施する事業といたしまして、本町が採択されたものでございます。

続きまして、10ページ、11ページの歳出でございます。款、総務費、項、総務管理費、目、地域交通対策費の説明欄（2）感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金でございます。路線バス事業者緊急経営継続支援給付金といたしまして、路線バス事業者へのですね、地方創生臨時交付金を活用した交通事業

者経営支援といたしまして、地域交通の維持、そしてまた確保、また経営支援を目的にですね、今回富士急湘南バス株式会社様の乗合バスの保有台数26台分に対し、県のほうもですね、令和3年度に実施した感染症対策事業の経費分と同額の4万円、26台で4万円分を計上いたしまして、104万円をここで給付するものでございます。経営に大きな影響が生じている地域公共交通事業者もですね、3密を避ける取組の強化を目的に、運行また利用環境の整備をすることを目的にですね、給付するものでございます。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費では、説明欄の子育て世帯生活支援特別給付金事業に伴う職員給与費の時間外勤務手当25万3,000円の補正となります。

項、児童福祉費、目、児童措置費の説明欄、子育て世帯生活支援特別給付金事業におきましては、国のコロナ禍の影響に伴う原油価格、物価高騰等の総合対策において、低所得者の子育て世帯に対する事業として行うものでございます。町が行う主なものとしたしましては、低所得者のひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯、約70人分の給付額350万円ほか総額にいたしますと427万6,000円をここで補正するものでございます。

続きまして、款、商工費、項、観光費、目、公園管理費の説明欄（2）西平畑公園管理費につきましては、先ほど申しましたとおり、地域独自のですね、観光資源を活用した稼げる看板商品の創出ということを目的に、国から採択を受けた事業でございます。地域資源の西平畑公園内において、地域資源を最大限に活用し、新たな看板商品事業の創出として、ここではグランピングの可能性を検証するための実証実験事業として採択されたものでございます。

委託料といたしましては、看板商品の創出事業いわゆる先ほどモニタリング募集、いわゆるツアー等の企画提案、またプロモーションの経費でございます。また、グランピングのテラス整備工事などに300万円、そして事業用備品に90万円の補正を行うものでございます。

続きまして、12、13ページの予備費でございますが、190万円の減額でございます。3,235万3,000円と予備費がなるものでございます。

14ページから19ページまでにおきましては、給与費明細書を添付いたしました。そして20ページにおきましては、工事予定箇所説明資料を添付いたしましたので、よろしく申し上げます。

以上、一般会計補正予算（第2号）について、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質問のある方、いらっしゃいませんか。

11番 寺 嶋 11ページですね、商工費、公園管理に要する経費ということで、先ほど、今、説明あったんですけどね、付託もなるんですが、まだ概要がなかなかつかめてませんのでね。看板商品創出ということなんですけど、これは看板を作るんじゃなくて、この事業とかそういうものですね、を発掘、自然を生かした事業を創出しようと、そういう発想なんじゃないかな。その辺のところをですね、お聞かせを願いたいと思います。

それですね、あとキャンピングといいますか…（「グランピング」の声あり）グランピングというキャンプみたいなのも含めたということの説明だと思うんですけども、これをするに当たりまして、西平畑公園の今あるんですけどね、これは直営でやっておりますが、公園、西平畑公園管理条例というのがあるんですけども、ありますよね。この条例そのものは改正しなくてもよろしいんじゃないかな。大きく建物を建てるとか、いじるとかという事業の大きな変更だったら、公園条例をね、やっぱり見直す必要があると思うんですけども、その辺の見解についてお伺いをいたします。

観光経済課長 それではお答えをさせていただきます。2点ございました。1点目の看板につきましては、議員おっしゃっていただいたとおりですね、物理的な看板ではなくて、あくまでソフト事業として、あそこ、西平畑公園を使った目玉と言い換えてもいいんですけども、そういった商品を…商品、事業を進めていくということでございます。

2点目、グランピング、今回の事業をやるに当たって、公園の条例、西平畑公園は公園条例の中に立地される部分でございます。公園条例の改正が必要か

どうかということに関しましては、大きく言うとそのグランピングというのがキャンプで一つ禁止行為の中には入ってございます。ただしですね、そのただし書きがその条項にもあったかと思いますが、行為許可、行為の許可という条項もございまして、今回の事業をやるに当たっては、条例は現行の条例の中でできるものと考えております。ただ、昨日もちょっと御説明申し上げましたが、今後大きい展望としては、ここで実施をして、さらにそこでじゃあ料金的なものが発生する、いろいろなものが出てくる、こういったものは本格施行に合わせて、新年度に向けて条例改正の御提案を別途させていただくことになろうかと考えております。以上です。

11番 寺 嶋 それでは再質疑ということで。これ、委託、西平畑公園管理委託費ということなんです。これ、ですから委託です。委託するということの前提ですよ。直営でやるんじゃないなくて、どこかに、指定管理者みたいところに委託をするという考え方なのかね。この辺についてお伺いします。

あとは、公園条例のほうは、新たに料金とかが新たに発生するとか、そういうのがあれば、公園条例を改正する必要があるんじゃないかというような回答だと思うんですけども、その辺のことについて再度お伺いします。

観光経済課長 何点かございましたので、順次お答えをさせていただきます。

委託に関しましては、この指定管理とか管理の面での委託ではなくて、あくまでも今回の事業の実施を委託すると。事業ですね、事業としての委託をするものでございます。

また、料金の関係ですね。料金の関係というのは、委託をして実施をしていただく事業者の中で完結をする行為として、計画を出していただいて、それに対して町は、公園内の行為としての許可をする。条例としてのロジックはそういうことで整理をいたします。つきましては、今年度の事業に関して、その料金が発生するというのが試験的に行う事業の事業主様との調整の中でやるということになります。

つまり、今年度中に、この事業に関しての条例改正はいたしませんけども、後々、先ほど言ったように、これから行うサウンディングもしかりですけれど

も、そういったものをまとめて御提案をさせていただきたいのは昨日も御説明したとおりですね、9月には何とか準備を進めて御提案させていただきたいと、このように考えております。

11番 寺 嶋 付託するんでね、これ以上は聞かないですけども。委託業者とサウンディングというんですか、すり合わせ、そういうのをやらないと、はっきりしたことはまだここでは料金的なものも含めて御提示はできないよということなんでしょうか。その辺、再度お伺いして質問を終わります。

観光経済課長 料金の提示…。

町 長 御質問ありがとうございます。今、サウンディングの話とこれが一緒になっちゃってるね。違うんです。サウンディングはあくまでも将来的な指定管理をする上でのどういった希望があるかとかというサウンディングをやるのと、これは一応今、町が独自に現状やった場合にこういうふうなウッドデッキを造って、いろんな可能性を図るという意味での申請を今回上げています。それに対する委託ですから、サウンディングをやってる業者さんと、一緒になるかも分かりませんが、これ、別です、行為的には。というふうに御理解いただければと思います。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号令和4年度松田町一般会計補正予算(第2号)につきましては、議長を除く議員全員11名で構成する特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は議長を除く議員全員11名で構成する特

別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することに決定しました。なお、委員長には井上君、副委員長には唐澤君にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

よろしいですか。それでは、審査をよろしく願います。なお、議長はオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしく願います。

議 長 日程第4「議案第27号令和4年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第27号令和4年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)。

(総則)第1条、令和4年度松田町上水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入の補正)第2条、令和4年度松田町上水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。収入、第1款水道事業収益1億3,128万7,000円、0円、計1億3,128万7,000円。第1項営業収益1億517万2,000円、マイナス1,172万6,000円、計9,344万6,000円。第2項営業外収益2,611万4,000円、1,172万6,000円、計3,784万円。

令和4年6月7日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願います。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和4年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

今回の補正予算の趣旨でございます。感染症の流行によるテレワーク等の家庭内生活の増加に伴う水道使用の増加や、これからの夏の暑い時期に経済的理由で過度な節水や節電による熱中症など健康被害を引き起こさないよう、町民の生活及び財政支援のために水道料金の基本料金分の減免について補正するものでございます。

それでは、細部の説明をいたします。2ページをお願いいたします。令和4

年度松田町上水道事業会計補正予算実施計画（第1号）。収入でございます。款、水道事業収益、項、営業収益、目、給水収益について、1,172万6,000円を減額し、項、営業外収益、目、雑収益を1,172万6,000円増額しておりますので、款1、水道事業収益の予算額1億3,128万7,000円につきましては変更ございません。

続きまして、4、5ページをお願いします。予算実施計画内訳（第1号）の収益的収入及び支出を説明いたします。それでは、収入でございます。款、水道事業収益、項、営業収益、目、給水収益、節、水道使用料。令和4年6月から9月までの4か月間、家事用として家庭生活のため使用している方の基本料金1,172万6,000円分を減額し、その減額分を項、営業外収益、目、雑収益、節、その他雑収益に一般会計より新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を原資とし、1,172万6,000円を上水道基本料金減免事業補助金として受け入れ、水道使用料に充てるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第27号令和4年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第28号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第28号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。
令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和4年6月7日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

補正予算につきましては、歳入予算の補正でございます。今回の補正予算の趣旨でございますが、先ほどの上水道事業会計と同様でございます。

6、7ページを御覧ください。歳入でございます。款、事業収入、項、給水収入、目、給水収入、節、水道使用料金につきましては、水道利用料金の基本料金4か月分の減免に伴うもので、200万2,000円を減額補正するものでございます。款、繰入金、項、目、節ともに一般会計繰入金につきましては、一般会計より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした繰り入れにより増額補正するもので、水道使用料の減免分に充てるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第28号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第29号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第29号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,508万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月7日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、令和4年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について説明をさせていただきます。

介護保険報酬改定等に伴う町村情報システム共同事業組合システム改修事業が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入でございます。款の3、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目6、事業費補助金は21万8,000円の増で、歳出の町村情報システム共同事業組合システム改修費負担金32万8,000円の3分の2を国より補助金として歳入するものでございます。

その下、款の6、繰入金、項の1、一般会計繰入金、目1、介護給付費繰入

金、目の2、その他一般会計繰入金、補正額11万円では、先ほど一般会計補正予算（第1号）で御議決賜りました介護保険事業特別会計繰出金と同額を事務費として受け入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出について説明いたします。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費は、町村情報システム共同事業組合への負担金を32万8,000円増額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第29号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。 (11時50分)